

岐阜県公報

第四百二十六号
令和五年九月八日

(金曜日)

目次

告示

- 土砂災害警戒区域の指定解除 (砂防課) 四〇三
- 土砂災害特別警戒区域の指定解除 (同) 四〇四
- 土砂災害警戒区域の指定 (同) 四〇四
- 土砂災害特別警戒区域の指定 (同) 四〇五
- 土地改良事業の工事の完了 (農地整備課) 四〇五

告示

岐阜県告示第三百六十七号

土砂災害警戒区域の指定(平成十九年岐阜県告示第二百五十四号)のうち次の区域の指定を解除するので、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第七条第六項において準用する同条第四項の規定により告示する。

令和五年九月八日

岐阜県知事 古田 肇

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
桐谷川	高山市国府町桐谷 (次の図に示すとおりとする。)	土石流

(「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県県土整備部砂防課、岐阜県古川土木事務所及び高山市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第三百六十八号

土砂災害警戒区域の指定(平成二十三年岐阜県告示第二百一十一号)のうち次の区域の指定を解除するので、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第七条第六項において準用する同条第四項の規定により告示する。

令和五年九月八日

岐阜県知事 古 田 肇

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
瓜巢 4	高山市国府町瓜巢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

〔次の図〕は、省略し、その図面を岐阜県土整備部砂防課、岐阜県古川土木事務所及び高山市役所に備え置いて縦覧に供する。

岐阜県告示第三百六十九号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九条第八項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定（平成十九年岐阜県告示第二百五十五号）のうち、次の区域の指定を解除するので、同条第九項において準用する同条第四項の規定により告示する。

令和五年九月八日

岐阜県知事 古 田 肇

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
桐谷川	高山市国府町桐谷 （次の図に示すとおりとする。）	土石流	次の図に示すとおりとする。

〔次の図〕は、省略し、その図面を岐阜県土整備部砂防課、岐阜県古川土木事務所及び高山市役所に備え置いて縦覧に供する。

岐阜県告示第三百七十号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律

第五十七号）第九条第八項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定（平成二十三年岐阜県告示第二百二十二号）のうち、次の区域の指定を解除するので、同条第九項において準用する同条第四項の規定により告示する。

令和五年九月八日

岐阜県知事 古 田 肇

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
瓜巢 4	高山市国府町瓜巢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

〔次の図〕は、省略し、その図面を岐阜県土整備部砂防課、岐阜県古川土木事務所及び高山市役所に備え置いて縦覧に供する。

岐阜県告示第三百七十一号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により告示する。

令和五年九月八日

岐阜県知事 古 田 肇

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
瓜巢 4	高山市国府町瓜巢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
桐谷川	高山市国府町桐谷	次の図のとおり	土石流

〔次の図〕は、省略し、その図面を岐阜県土整備部砂防課、岐阜県古川土木事務所及び高山市役所に備え置いて縦覧に供する。

岐阜県告示第三百七十二号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九条第一項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により告示する。

令和五年九月八日

岐阜県知事 古 田 肇

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び建築物に作ると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
瓜巢4	高山市国府町瓜巢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県県土整備部砂防課、岐阜県古川土木事務所及び高山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

公 示

土地改良事業の工事の完了

次の県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第百十三条の三第三項の規定により公示する。

令和五年九月八日

岐阜県知事 古 田 肇

事業の種類	施行に係る地区名	工事完了年月日
-------	----------	---------

県営中山間地域総合整備事業（ほ場整備）

えな南部地区

令和元・二・二〇

令和五年九月八日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編集
岐阜市三輪ふりんどびあ十三一
岐阜県文芸社